

国民年金保険料の 免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の追納をお勧めします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除※）、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受取額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。



※障害年金を受けている期間や生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届け出により国民健康保険料が全額免除されます。これを法定免除といいます。

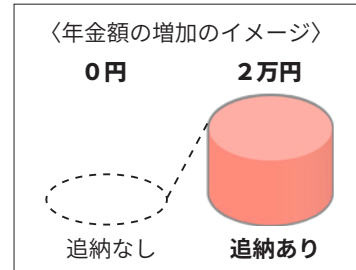
令和8年3月31日までに追納する場合の保険料額（月額）

期 間	全額免除 法定免除 納付猶予 学生納付特例	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
平成27.4月～平成28.3月分	15,930円	11,950円	7,960円	3,990円
平成28.4月～平成29.3月分	16,600円	12,450円	8,300円	4,150円
平成29.4月～平成30.3月分	16,820円	12,620円	8,400円	4,200円
平成30.4月～平成31.3月分	16,650円	12,480円	8,330円	4,160円
平成31.4月～令和2.3月分	16,710円	12,530円	8,350円	4,170円
令和2.4月～令和3.3月分	16,820円	12,610円	8,410円	4,200円
令和3.4月～令和4.3月分	16,860円	12,650円	8,420円	4,210円
令和4.4月～令和5.3月分	16,740円	12,550円	8,360円	4,190円
令和5.4月～令和6.3月分	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円
令和6.4月～令和7.3月分	16,980円	12,730円	8,490円	4,240円

追納するメリット

老後の年金額が一生にわたり増えます！

納付猶予や学生納付特例の期間は1年間分追納をすると、老後の年金が年間で約2万円増えます。



※納付猶予や学生納付特例の期間は老齢年金を受けるための期間には算入されますが、追納をしないと年金額に反映しません。

◎免除などを受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。なお、上記 部分の保険料には、一定の加算額が含まれています。

＜追納に関する注意事項＞

- ① 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は追納できません。
- ② 老齢基礎年金を受給できる方は追納できません。
- ③ 追納は、免除等を受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。
- ④ 追納するためには申し込みが必要です。「国民年金保険料追納申込書」に必要事項を記載し、お近くの年金事務所へご提出ください。（郵送による提出も可能）

※「国民年金保険料追納申込書」は、日本年金機構ホームページからダウンロードすることができます。

日本年金機構

検索

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56 - 2123

令和6年度 しむかっぷ・村づくり寄附金の実績

「しむかっぷ・村づくり寄附金」は、持続可能で元気な村づくりをめざし、占冠村が掲げる重点施策を推進するために募集する寄附金（ふるさと納税）です。

この寄附金は特定目的基金に積み立て、各事業に有効に活用させていただきます。

令和6年度の寄付金額

1億624万8千円

《内 訳》

活用先	件 数	金 額
子育てや人づくりの推進	293件	3,636万9千円
環境保全と観光の振興	139件	2,429万4千円
福祉の増進	21件	565万8千円
農業の振興	44件	356万2千円
林業の振興	42件	193万5千円
使い道は指定しない(村長におまかせ)	236件	3,443万円



子育て



福祉



環境保全

《過去3年度分の実績》

年 度	件 数	金 額
令和4年度	409件	2,073万円
令和5年度	669件	9,032万5千円
令和6年度	775件	1億624万8千円

《返礼品別の実績（上位3位のみ抜粋）》

返礼品	件 数	金 額
星野リゾート トマム ふるさと納税宿泊 ギフト券3万円分	727件	7,706万2千円
メープルシロップ	249件	498万円
星野リゾート トマム リフト・ゴンドラ1日券	195件	390万円

☎ 企画商工課企画担当 ☎ 56 - 2124

後期高齢者医療制度のお知らせ

ジェネリック医療品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にご相談してください。

ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品は、厚生労働省が先発医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能・効果が同等と認めた医薬品です。製品によっては大きさ、味、においの改善、保存性の向上等、先発医薬品よりも工夫されたものもあります。

効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全な薬です。ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

もしも、ジェネリック医薬品が身体に合わない場合は、これまでに使用していた薬（先発医薬品等）に戻すこともできます。薬を受け取った薬局へご相談ください。

価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、薬代が安くなる場合があります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

また、ジェネリック医薬品に切り替えることで医療費の適正化が図られ、安定的な保険制度の運営や社会貢献につながり、被保険者の方々が安心して必要な医療を受けることができます。



☎ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601 住民課後期高齢者医療担当 ☎ 56 - 2122